

平成 23 (2011) 年度 東北大大学法科大学院入学試験  
試験科目：民事法（民事訴訟法）

A 銀行の株主 X1、X2 および X3（以下、X1 らという）は、A 銀行の取締役 Y を相手取り、Y の違法な行為により A 銀行に多大な損害を被らせたとして、A 銀行への賠償を求める株主代表訴訟を提起した。X1 らの大まかな主張は次の通りである。

1. A 銀行は株式会社 P への大口融資を行った。
2. 同融資は、Y による決裁および A 銀行取締役会における承認を経て決定された。
3. Y は、P の破綻する可能性が高いことを知りつつ、または、容易に知ることができたのに P への融資を決裁し、取締役会においても、当該融資を積極的に推し進めるよう提案した。
4. P は結局破綻し、A 銀行による P への貸付は焦げ付いた。

X1 らは、以上の事実のうち、Y が、P の破綻する可能性が高いことを知っていたこと、または、容易に知ることができたことを立証するため、A 銀行に対して、P への融資を決裁する際に作成された貸出稟議書の提出を命ずるよう、受訴裁判所に申し立てた。このような申立ては認められるか。理由を付して論じなさい。